(前略)

(教育学研究科)

第3条 教育学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置 第3条 (同 左) き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を 置く。

教育科学専攻 教育学講座、教育方法学講座、教 育認知心理学講座、教育社会学講座、生涯教育 学講座、比較教育政策学講座

臨床教育学専攻 臨床教育学講座、心理臨床学講 座、臨床実践指導学講座

(中略)

(医学研究科)

第7条 医学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置 き、当該専攻(医科学専攻を除く。) にそれぞれ同 表右欄に掲げる講座又は部門を置く。

医学専攻 生体情報科学講座、生体構造医学講座、 生体制御医学講座、腫瘍生物学講座、基礎病態 学講座、感染 · 免疫学講座、法医学講座、内科 学講座、皮膚生命科学講座、発生発達医学講座、 放射線医学講座、臨床病態解析学講座、外科学 講座、侵襲反応制御医学講座、器官外科学講座、 感覚運動系外科学講座、分子生体統御学講座、 遺伝医学講座、高次脳科学講座、脳病態生理学 講座

## 医科学専攻

社会健康医学系専攻 健康解析学講座、健康管理 学講座、健康要因学講座、国際保健学講座

人間健康科学系専攻 基礎看護学講座、臨床看護 学講座、家族看護学講座、地域看護学講座、医 療検査展開学講座、情報理工医療学講座、理学 療法学講座、作業療法学講座、近未来システム・ 技術創造部門、産官学連携推進部門

2 前項に掲げるもののほか、医学研究科に先端・ 国際医学講座を置く。

(中略)

(アジア・アフリカ地域研究研究科)

第13条 アジア・アフリカ地域研究研究科に次表 左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同 表右欄に掲げる講座を置く。

東南アジア地域研究専攻 生態環境論講座、地域 変動論講座、連環地域論講座

アフリカ地域研究専攻 地域生態論講座、民族共 生論講座、地域動態論講座

(教育学研究科)

教育学環専攻教育・人間科学講座、教育認知心 理学講座、臨床心理学講座、教育社会学講座

(医学研究科)

第7条

(同 左)

京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻 2 (同 左)

(アジア・アフリカ地域研究研究科)

第13条 (同 左)

東南アジア地域研究専攻生態環境論講座、地域 変動論講座

アフリカ地域研究専攻 生業生態論講座、社会共 生論講座、アフリカ潜在力講座

改 正 前

グローバル地域研究専攻 平和共生・生存基盤論 講座、イスラーム世界論講座、南アジア・イン ド洋世界論講座

(中略)

(生命科学研究科)

- 第15条 生命科学研究科に次表左欄に掲げる専攻 を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講 座を置く。
  - 統合生命科学専攻 遺伝機構学講座、多細胞体構築学講座、細胞全能性発現学講座、応用生物機構学講座、環境応答制御学講座
  - 高次生命科学専攻 認知情報学講座、体制統御学 講座、高次応答制御学講座、高次生体統御学講 座、生命科学教育学・遺伝学講座

(中略)

(原子炉実験所)

第36条 <u>原子炉実験所</u>に、次に掲げる研究部門を 置く。

原子力基礎工学研究部門、粒子線基礎物性研究部門、放射線生命科学研究部門

(後略)



後

(生命科学研究科)



高次生命科学専攻 認知情報学講座、体制統御学 講座、高次応答制御学講座、高次生体統御学講 座、生命科学教育学・遺伝学講座、システム生 物学講座、ゲノム生物学講座

## (複合原子力科学研究所)

第36条 <u>複合原子力科学研究所</u>に、次に掲げる研究部門を置く。



附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科の教育科学専攻及び臨床教育学専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成29年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。